

**令和6年度 集団指導
全施設・サービス事業所**

介護サービス事業者の業務管理体制

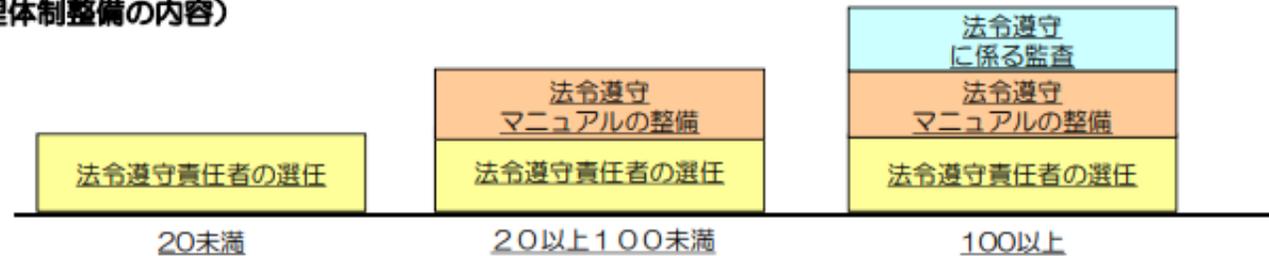
(※総合事業のみの事業所は対象外)

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係

介護サービス事業者の業務管理体制①

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。整備すべき業務管理体制の内容は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて下記のように定められており、所在地の状況に応じて、法人単位で業務管理体制に係る届出書※を届出先の行政機関に届け出る必要があります（介護サービスを初めて開始する場合等に必要になります。全ての事業が総合事業のみの場合は届け出の対象外となります。）。

（業務管理体制整備の内容）



区分	届出先
① 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 全ての事業所が鹿児島市内にのみ所在する事業者	鹿児島市長
④ 全ての事業所が鹿児島県内にのみ所在する事業者	鹿児島県知事

※鹿児島市への届出書（第1号様式（第2条・第4条関係））は、本市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/documents/dai1.pdf>

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [介護保険](#) > [事業者関係](#) > [その他届出](#) > [介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出](#)

介護サービス事業者の業務管理体制②

下記の事項に変更があった場合は、介護保険法第115条の32第3項に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更（第2号様式（第3条関係）））の提出が必要になります。

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/documents/dai2.pdf>

- 1 法人の種別、名称(フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日
- 4 代表者の住所、職名
- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

※ 1～5の変更があった際は、業務管理体制に係る届出の他に、提供している介護サービスに応じて、変更届出書（様式第4（第5条関係）、様式第2(第3条関係)、市HPに様式有り）の提出も必要となります。（詳しくは、全施設・サービス事業所 共通編②をご視聴ください）。

第2号様式（第3条関係）

受付番号

介護保険法第115条の32第3項に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年 月 日

鹿児島市長 殿

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変 更 が あ っ た 事 項	
1	法人の種別、名称(フリガナ)
2	主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
3	代表者氏名(フリガナ)、生年月日
4	代表者の住所、職名
5	事業所名称等及び所在地
6	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
7	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
8	業務執行の状況の監査の方法の概要

変 更 の 内 容

(変更前)
(変更後)

介護サービス事業者の業務管理体制③

業務管理体制については、紙での届出ではなく、電子申請での申請も可能です。
電子申請であれば、届出内容の履歴もシステムから確認することができますので、
電子申請を積極的にご利用ください。

業務管理体制電子申請アドレス：<https://www.laicomea.org/laicomea/>

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

介護サービスを初めて開始するに法人はこちらから、業務管理体制に係る届出書を電子申請してください。Aから始まる番号が附番されますので、次回からは「既に事業所番号（Aから始まる番号）をお持ちの場合はこちら」から、届出事項の変更等を電子申請してください。

ログイン

届出事項の変更が必要になった際、[こちら](#)からご利用ください。

初めて本システムを利用される事業者の方へ：
新規に届出を行う場合は[こちら](#)
既に事業者番号(Aから始まる番号)をお持ちの場合は[こちら](#)

Aから始まる事業所番号をお持ち（令和5年4月に対象法人へ通知しています。）の事業所はこちらから、届出事項の変更等を電子申請してください。

介護サービス事業者の業務管理体制④

業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、介護保険法第115条の33、34の規定等に基づき、検査を行います。

事業者に対する届出内容の報告徴収や、事業者の本部、事業所等への立入検査の実施を行う場合があります。

●一般検査

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的に書面により実施します。対象事業者へは、事前に通知します。

●特別検査

指定等取消処分相当事案(※)が発覚した事業者を対象として、随時、立入検査等を実施します。業務管理体制の整備状況の検証及び当該事案への組織的関与の有無の検証を行います。

※人格尊重義務違反、不正請求、基準違反 など

介護サービス事業者の業務管理体制⑤

以下から、業務管理体制に関するホームページをご確認いただけます。

●介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出 (鹿児島市ホームページ)

[ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [介護保険](#) > [事業者関係](#) > [その他届出](#) > [介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出](#)

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/gyoumukanritaisei.html>

●業務管理体制電子申請アドレス

<https://www.laicomea.org/laicomea/>